

議案第 81 号

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 30 年 11 月 30 日提出

日進市長 萩野 幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、短時間勤務の再任用職員について公益的法人等へ派遣することができるようにするため、公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

公益的法人等へ派遣することができる者として、短時間勤務の再任用職員に関する規定を加える。

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条 例 第 号

公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成13年日進市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、<u>第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)</u></p> <p>(2) 非常勤職員(<u>地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</u></p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員</p> <p>(3)～(5) 略</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。